解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月十九日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目七番九号

財団法人万部島招魂場

代表清算人　神代　良忠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月五日開催の社員総会において解散を決議し、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

鹿児島市山下町一五番一号鹿児島市山下分庁舎内

社団法人鹿児島市協友会

代表清算人　請園　芳昭

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年三月一日に解散し、清算事務を行っています。当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

栃木県矢板市沢三八一番地

清算法人矢板市乙畑土地改良区

清算人代表　市村　久次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

東京都杉並区下高井戸三丁目三二番一六号

財団法人二十一世紀教育の会

代表清算人　亀田　佳子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

神奈川県横浜市中区日本大通一番地

財団法人相模川ダム周辺地域振興協力基金

代表清算人　黒沼　春樹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

滋賀県野洲市冨波甲一三三九番地

財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団

代表清算人　岩﨑　真治

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

京都市右京区御室大内三三番地仁和寺内

財団法人仁和寺護持財団

清算人　瀬川　大秀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

奈良県吉野郡川上村大字入之波二九二

財団法人入之波自治会

代表清算人　下西　昭昌

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一六五番地一〇

財団法人鳴門地域地場産業振興センター

清算人　泉　理彦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十四日

香川県さぬき市大川町富田中三四二四番地

財団法人さぬき市施設管理公社

代表清算人　渡邊　三洋

配当公告

北海道北広島市大曲工業団地五丁目二番地五

破産者　エー・アイ・エム株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十年(フ)第三八一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、一四四、六〇五、四二五円

一、配当をすることができる金額

金一〇一、三七八、二九二円

平成二十五年五月十四日

札幌市中央区大通西四丁目一道銀ビル九階

田中・山崎法律事務所

破産管財人　山崎　昌彦

配当公告

岐阜県岐阜市問屋町二丁目一一番地一

破産者　株式会社ルージュ

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十四年(フ)第九四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一九、七七三、二〇七円

一、配当することのできる金額

金三二、〇〇八、四〇八円

平成二十五年五月十四日

岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階

破産管財人　小椋　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市東崎町四番、最後の住所茨城県土浦市東崎町四番八号

被相続人　亡　藤澤　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十四日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

相続財産管理人　弁護士　秋山　環

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県所沢市上新井五丁目四五番地二〇、最後の住所埼玉県所沢市上新井五丁目四五番地の二〇

被相続人　亡　田中　祺人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月十四日

埼玉県所沢市寿町二七―七―二二一コンセールタワー所沢二二階

相続財産管理人　弁護士　中井眞一郎

第17期決算公告

平成25年5月14日

青森市大字石江字三好69番地1

株式会社ワールドジャンボ

代表取締役社長　中村　勝憲

貸借対照表の要旨　（平成25年2月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	423,790	流動負債	352,588
固定資産	417,394	引当金	5,000
有形固定資産	272,869	その他	347,588
無形固定資産	956	固定負債	153,067
投資その他の資産	143,568	（退職給付引当金）	(15,956)
		（役員退職慰労引当金）	(7,430)
		株主資本	335,528
		資本金	10,000
		利益剰余金	325,528
		利益準備金	2,600
		その他利益剰余金	322,928
		（うち当期純利益）	(39,633)
資産合計	841,184	負債・純資産合計	841,184